

令和2年3月

(福祉) 介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について (お知らせ)

社会福祉法人梅寿会では、当該加算算定に当たり、その取組を下記のとおり公表いたします。

算定する加算区分	介護保険事業所 : 介護職員等特定処遇改善加算 I 障がい福祉事業所 : 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I
現行の処遇改善加算の取得状況	介護保険事業所 : 介護職員処遇改善加算 I 障がい福祉事業所 : 福祉・介護職員処遇改善加算 I
加算等の取得状況	介護保険事業所 : 日常生活継続支援加算、サービス提供体制強化加算 (I) イ、特定事業所加算 II 障がい福祉事業所 : 福祉専門職員配置等加算
職場環境等要件	①資質の向上 ・専門性の高い介護技術取得のために、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、マネジメント研修等の受講支援実施。 ②労働環境・処遇の改善 ・子育てとの両立支援のため、事業所内保育所 (うめっこハウス) を平成 28 年に開設。 ・産業医と連携して定期健康診断、メンタルヘルスケアの健康管理の強化、受動喫煙防止の取組の実施。 ・事故・感染症予防等の委員会を定期的で開催し改善に努める。 ・介護職員の腰痛対策のリフト等介護機器の導入。 ・介護ソフトを全事業所に導入し、ケア記録等をパソコン入力。情報等の共有を図り事務負担軽減を実施。